

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

税金は期限内に納付を

令和5年度
市税・保険税・保険料の特別徴収対策を実施中

問合せ 納税課機動整理グループ内 168

令和5年度の市税・保険税・保険料は
令和6年5月末までに納付してください

納付はどうすればいいの？

お手持ちの納付書か、市が送付する催告書に同封している納付書で納付してください。

どんな納付方法があるの？

コンビニ、銀行、郵便局、Pay-easy、クレジットカード決済、PayPayなどのスマホ決済で納付することができます。

5月中に納付するのは難しいかも…

納税の猶予制度がありますので、納税課に相談してください。

特別徴収対策とは

滞納が長期間になると高額になり、完納が難しくなります。長期滞納の防止と公平性を確保するため、電話や文書による催告、滞納処分を強化して行います。

納税の猶予制度とは

著しく収入が減少したなど、一時的に市税等を納付することが困難な場合には、最短期間で分割納付し滞納処分などを猶予する制度があります。

※コンビニなどからの納付は、市で確認できるまで2～3週間かかります。

納付方法
詳しくはこちら



市税等の種類	
市税	市・都民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税
保険税	国民健康保険税
保険料	介護保険料、後期高齢者医療保険料

納税

市税等は行政サービスの大切な財源。便利な納付方法でスムーズに納税

問合せ 納税課内 190

市税等には、納期限が定められています。納期限内に納付していない方には、督促状や催告書などを送付します。それでも納付がない場合には、納期限内に納付した方との公平性を保つため、差押えを執行します。

納め忘れのないように…口座振替・クレジットカード定期納付

①預貯金口座振替
預貯金口座のある取扱金融機関の窓口で申し込むことができます。

※金融機関によっては市役所窓口でも申し込むことができます(申込手続には、キャッシュカード・身分証明書が必要)

②クレジットカード定期納付
納期限ごとに継続して、クレジットカードから自動的に決済されます。

※専用の申込書による申込みが必要。詳しくは問い合わせください。

※決済手数料がかかります。

納付書のバーコードを読み取って…キャッシュレス決済

①スマートフォン決済
スマートフォンやタブレット端末から、PayPay、PaySなどの決済アプリで、市税などの納付が可能です。

②クレジットカード専用サイト納付
専用のウェブサイト(エフレジ公金支払い)で、納付が可能です。

※システム利用料がかかります。

地方税お支払サイトでの納付

固定資産税・都市計画税および軽自動車税(種別割)は、「eTax」(納付書に記載の二次元バーコード)、「e番号」(納付書番号)を利用して「地方税お支払サイト」で納付ができます。

「地方税お支払サイト」では、クレジットカード払い、インターネットバンキング、口座振替(ダイレクト方式)



などを利用することができます。

また、「Pay-easy」に対応したスマートフォンアプリでの納付や、納付書に記載している以外の対応金融機関でも納付できます。

※詳しくは市公式サイトを確認してください。

納付書による納付

市役所(西多摩農業協同組合派出所)および金融機関窓口、コンビニエンスストア(納付書裏面に掲載)で納付できます。

※コンビニエンスストアでの納付は、納付書にバーコード印字がある場合に限られます。

軽自動車税(種別割) 納税通知書を5月上旬に送付します

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の軽自動車や原動機付自転車などの所有者に課税されます。4月2日以降に廃車や名義変更などの手続きをした場合でも、4月1日現在の所有者に課税されます。

継続検査の申請をする方(二輪の小型自動車を除く)

継続検査時の納税証明書の提示が省略できます

軽自動車検査協会で、軽自動車税(種別割)の納税確認を電子的に行うことが可能になり、継続検査時の納税証明書の提示を省略できるようになりました(例外があります)。そのため、預貯金口座振替やクレジットカード決済、スマートフォン決済サービスなどで納期限内に納

付した場合も、納税証明書は送付しません。

継続検査の申請をする方(二輪の小型自動車)

車検(継続検査)の際に納税証明書が必要で、納税通知書に添付されている納税証明書は、納付後大切に保管してください。

預貯金口座振替およびクレジットカード定期納付の方には、納期限後に納税証明書を送付します。

納期限内にスマートフォン決済サービスおよびクレジットカード専用サイトなどで納付した場合は、6月中旬に納税証明書を送付します。

問合せ 課税課市民税係内 165

軽自動車税(種別割)の減免

身体や精神に障害があり、歩行が困難な方が使う軽自動車などは、1台に限り税金が減免されます。詳しくは、納税通知書に同封するお知らせを確認してください。

申請期限 5月31日(金)

※令和5年度に軽自動車税(種別割)が減免だった方で、1月の照会書に回答がなかった方には納税通知書を送付します。引き続き減免を希望する場合は、減免申請書を提出してください。

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳など

- ②運転する方の運転免許証
- ③軽自動車税(種別割)納税通知書
- ④納税義務者のマイナンバー(個人番号)と申請者の本人確認書類

▼納税義務者本人が申請する場合

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
- ▼代理人が申請する場合
- ・納税義務者の個人番号の記載がある書類(マイナンバーカード、通知カードなど)
- ・代理人の本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・委任状(法定代理人の場合は、戸籍謄本など資格を証明する書類)

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期・中止になる場合があります。最新情報は、市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。